

第二種負担金の額及び徴収方法認可申請書

TCA支-B023

令和8年10月20日

総務大臣

藤井 比早之 殿

郵便番号

101-0052

とうきょうとちよだくかんだおがわまちいっちょうめ

住所

東京都千代田区神田小川町一丁目10

興信ビル2F

いっばんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい

名称及び代表者の氏名 一般社団法人電気通信事業者協会

かいちょう みやかわ じゅんいち

会長 宮川 潤一

電気通信事業法第110条の5第2項において準用する同法第110条第2項の規定により、第二種負担金の額及び徴収方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 第二種負担金の額

(1) 高速度データ伝送役務提供事業者

別表の91事業者（令和8年10月現在）

(2) 高速度データ伝送役務提供事業者ごとの第二種負担金の額

- ① 第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和7年総務省令第16号。以下「算定等規則」という。）第3条の規定に基づく認可申請書（TCA支-B022（令和8年10月20日）（以下「3条許可申請書」という。（資料1））別紙中1①及び総務省告示第316号（令和7年9月12日）第2条の規定にしたがって、高速度データ伝送役務提供事業者ごとに算定する次の額とする。

$$\begin{array}{l} \text{令和8年度の申請単価} \quad 6 \text{円/回線} \times \left(\begin{array}{l} \text{令和9年3月末における高速度データ} \\ \text{伝送役務提供事業者の算定対象回線数} \end{array} \right) \\ \text{(別紙1)} \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \text{(注)} \end{array}$$

（注）算定等規則第25条第1項の規定により総務大臣から支援機関に通知される令和9年3月末の算定対象回線数（電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）第

9 条の規定により各高速度データ伝送役務提供事業者が総務大臣に報告する令和 9 年 3 月末における回線数)。

- ② ①の額が当該高速度データ伝送役務提供事業者の算定対象収益の額に占める割合が 100 分の 3 (電気通信事業法施行令 (昭和 60 年 4 月 1 日政令第 75 条) 第 5 条の 2 第 2 項) を超える場合は、当該算定対象収益の額に 100 分の 3 を乗じて得た額とする (電気通信事業法第 110 条の 5 第 1 項、算定等規則第 24 条第 3 項)。

当該算定対象収益の額に 100 分の 3 を乗じて得た額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。

- (3) 高速度データ伝送役務提供事業者の算定対象収益の額の算定方法
算定等規則第 27 条で定められた算定方法によっている。

2 徴収方法

令和 9 年度の第二種負担金は、高速度データ伝送役務提供事業者ごとに上記 1 (2) により算定した額を年に 1 回徴収することとする (3 条許可申請書資料 1 中 2①のとおり)。

(1) 納付手段

- ① 第二種負担金の納付は、銀行振込により行うものとする。
② 第二種負担金の振込手数料の負担は、第二種負担金を納付する高速度データ伝送役務提供事業者が負うものとする。

(2) 第二種負担金額の通知

高速度データ伝送役務提供事業者 (納付すべき第二種負担金の額が 0 円の事業者を除く。) に対し、第二種負担金額を通知する。

① 通知の時期

算定等規則第 25 条第 1 項の規定に基づき総務大臣が高速度データ伝送役務提供事業者ごとに算出する第二種負担金の額の対象となる算定対象回線数 (令和 9 年 3 月末の回線数) を支援機関が受領してから 2 週間以内

② 通知する事項

- ア 各高速度データ伝送役務提供事業者の第二種負担金の額
イ 第二種負担金の納付期限
ウ 第二種負担金を納付する口座名義・口座番号

(3) 第二種負担金の納付期限

上記 (2) ①の通知の日の翌日から一月を経過した後の最初の営業日まで。

(4) 延滞金の納付

納付期限までに第二種負担金が納付されない場合は、納付期限の翌日から納付する日までの日数につき1万分の4の割合を乗じた延滞金を請求するものとする（電気通信事業法第110条の5第2項の規定において読み替えて準用する同法第110条第5項。電気通信事業法施行令（昭和64年4月1日政令第75号第30条））。

(5) 第二種負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の第二種負担金の徴収に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること。
- ② 当該口座からの振込先を各高速度データ伝送役務提供事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証を強化する（予め特定された者による認証操作を要するものとする。）。
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。
- ⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。

3 第二種支援業務に係る経理の状況

別紙3のとおり。

令和 8 年度の申請単価について

令和 8 年度の申請単価は、「第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則第 3 条の規定に基づく認可申請書」(T C A 支ー B 0 2 2 (令和 8 年 10 月 20 日))(以下「3 条認可申請書」という。(資料 1)) 及び総務省告示第 316 号(令和 7 年 9 月 12 日)(以下「回線単価告示」という。)第 2 条及び附則第 2 項により次の式を用いて算定した。

第二種支援業務見込費用 (A)

(1, 165, 803, 829 円)

= 6 円/回線 (5. 4336 円)

合計算定対象回線数 (B)

(1 円未満端数切り上げ)

(214, 554, 361 回線)

$$A = a_1 + a_2 - a_3 = 1, 165, 803, 829 \text{ 円}$$

a_1 : 令和 9 年度に交付することが見込まれる第二種交付金の総額

= 1, 230, 182, 918 円

a_2 : 令和 9 年度の第二種交付金の交付及びこれに附帯する業務に要することが見込まれる費用の額(支援業務費)(別紙 2)

= 95, 908, 373 円

a_3 : 令和 8 年度徴収過不足見込額 = 160, 287, 462 円

令和 8 年度の申請単価(2 円)に同年度の合計算定対象回線数(224, 674, 290 回線)を乗じた額から令和 8 年度の第二種交付金(148, 660, 118 円)と同年度の支援業務費(140, 401, 000 円)を差し引いた額

$$B = \text{回線単価告示第 2 条の合算算定対象回線数} = 214, 554, 361 \text{ 回線}$$

第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則規則(令和 7 年総務省令第 16 号)第 25 条第 2 項の規定により総務大臣が算定し、総務大臣通知書(総基促第 109 号(令和 8 年 9 月 4 日))(資料 2)により支援機関あて通知された回線数。3 条許可申請書の資料 1 中 1②及び 2①により、同規則第 24 条第 1 項第二号及び同規則附則第 3 項にかかわらずこの回線数を合算算定対象回線数として用いる。

(参考) 総務省告示第 316 号 (令和 7 年 9 月 12 日) (抄)

第 2 条 申請単価は、第二種支援業務見込費用 (第二種負担認可の申請の日が属する事業年度の翌事業年度に交付することが見込まれる第二種交付金の総額並びにその交付及びこれに附帯する業務に要することが見込まれる費用の額を合計した額をいう。以下同じ。) から次項に定める前年度徴収過不足見込額を減じた額 (同項において「徴収必要見込額」という。) を合計算定対象回線数 (第二号算定等規則第二十四条第一項第二号 (第二号算定等規則附則第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) に掲げる値をいう。以下同じ。) で除して得た額に、一円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる方法により算定する。

(以下略)

- 2 前項に規定する前年度徴収過不足見込額は、同項の第二種負担認可の申請の日が属する事業年度の前事業年度における第二種負担認可の申請に係る申請単価に当該申請に係る合計算定対象回線数を乗じた額から当該申請に係る徴収必要見込額を減ずる方法により算定する。

支援業務に係る費用の算定方法及びその算定結果

1. 算定方法

支援機関の運営に必要な人員に係る人件費、複写経費・備品借料等に係る物件費及び第二号基礎的電気通信役務制度の周知に必要な新聞広告・パンフレット作成・コールセンター委託等の支援業務に係る費用から算出。

2. 算定結果

具体的な支援業務に係る費用額は、次のとおり。

区 分		金 額
(7) 支援機関の 運営費用	(a) 人件費	38,189,000 円
	(b) 物件費等	23,387,000 円
	(c) 小計	61,576,000 円
(イ) 周知費用	(a) 新聞広告・パンフレット作成費等	46,680,000 円
	(b) コールセンター委託費	13,818,000 円
	(c) 小計	60,498,000 円
(ウ) 合計		122,074,000 円

区 分	金 額
(1) 当年度費用額	122,074,000 円
(2) 前期繰越収支差額	26,165,627 円
(3) 差額〔＝(1)－(2)〕	95,908,373 円

収 支 計 算 書 (資金ベース)

(別紙3)

基礎的電気通信役務支援機関業務会計

(第二号基礎的電気通信役務に関するもの)

令和7年4月1日～令和8年3月31日

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
(1) 負 担 金 収 入	0	0	0	
(2) 雑 収 入	0	11,061	△ 11,061	
事業活動収入計	0	11,061	△ 11,061	
2. 事業活動支出				
(1) 事業費支出	187,759,000	92,844,143	94,914,857	
役員報酬支出	3,110,000	3,110,400	△ 400	
給料手当支出	38,245,000	31,863,963	6,381,037	
福利厚生費支出	5,250,000	4,547,928	702,072	
会議費支出	105,000	58,860	46,140	
旅費交通費支出	1,914,000	950,632	963,368	
通信運搬費支出	496,000	147,355	348,645	
備品費支出	828,000	943,457	△ 115,457	
消耗品費支出	232,000	227,765	4,235	
印刷製本費支出	50,000	3,892	46,108	
光熱水料費支出	228,000	242,846	△ 14,846	
賃借公益費支出	3,999,000	3,999,156	△ 156	
図書費支出	20,000	0	20,000	
諸謝金支出	3,179,000	1,582,586	1,596,414	
租税公課支出	30,000	25,200	4,800	
周知広報費支出	126,142,000	44,535,044	81,606,956	
支払利息支出	3,871,000	591,777	3,279,223	
雑支出	60,000	13,282	46,718	
事業活動支出計	187,759,000	92,844,143	94,914,857	
事業活動収支差額	△ 187,759,000	△ 92,833,082	△ 94,925,918	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
(1) 特定資産取崩収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
(1) 特定資産取得支出				
退職給付引当資産取得支出	1,642,000	1,001,291	640,709	
(2) 固定資産取得支出				
什器備品購入支出	8,000,000	0	8,000,000	
投資活動支出計	9,642,000	1,001,291	8,640,709	
投資活動収支差額	△ 9,642,000	△ 1,001,291	△ 8,640,709	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
(1) 借入金収入	197,401,000	120,000,000	77,401,000	
財務活動収入計	197,401,000	120,000,000	77,401,000	
2. 財務活動支出				
(1) 借入金返済支出	0	0	0	
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	197,401,000	120,000,000	77,401,000	
当期収支差額	0	26,165,627	△ 26,165,627	
前期繰越収支差額	0	0	0	
次期繰越収支差額	0	26,165,627	△ 26,165,627	

(別表)

令和9年度負担事業者一覧

令和8年10月現在 91者（五十音順）

	事業者名
1	株式会社秋田ケーブルテレビ
2	アルテリア・ネットワークス株式会社
3	株式会社いちほらケーブルテレビ
4	イツ・コミュニケーションズ株式会社
5	射水ケーブルネットワーク株式会社
6	I n t e l s a t I n f l i g h t S w i t z e r l a n d G m b H
7	宇都宮ケーブルテレビ株式会社
8	株式会社S T N e t
9	株式会社エヌ・シー・ティ
10	株式会社N T T ドコモ
11	N T T ドコモビジネス株式会社
12	N T T 西日本株式会社
13	N T T 東日本株式会社
14	N T T メディアサプライ株式会社
15	株式会社エネコム
16	株式会社愛媛C A T V
17	エルシーブイ株式会社
18	株式会社大垣ケーブルテレビ
19	O T N e t 株式会社
20	沖縄セルラー電話株式会社
21	株式会社オブテージ
22	金沢ケーブル株式会社
23	株式会社キャッチネットワーク
24	九州テレ・コミュニケーションズ株式会社
25	株式会社Q T n e t
26	近鉄ケーブルネットワーク株式会社
27	株式会社倉敷ケーブルテレビ
28	グリーンシティコム株式会社
29	株式会社K C N 京都
30	K D D I 株式会社
31	ケーブルテレビ株式会社
32	株式会社ケーブルテレビ品川
33	株式会社ケーブルテレビ富山
34	株式会社ケーブルネット下関
35	株式会社ケーブルネット鈴鹿
36	株式会社ケーブルメディアワイワイ
37	株式会社広域高速ネット二九六
38	株式会社コミュニティネットワークセンター
39	山陰ケーブルビジョン株式会社
40	シーシーエヌ株式会社
41	C C N e t 株式会社
42	株式会社シー・ティー・ワイ
43	株式会社シーファイブ
44	株式会社J W A Y
45	J C O M マーケティング株式会社
46	株式会社J T O W E R

47	上越ケーブルビジョン株式会社
48	湘南ケーブルネットワーク株式会社
49	シンガポールテレコム・ジャパン株式会社
50	スカパー J S A T 株式会社
51	スターキャット株式会社
52	S t a r l i n k J a p a n 合同会社
53	株式会社 Z T V
54	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社
55	ソフトバンク株式会社
56	高岡ケーブルネットワーク株式会社
57	多摩ケーブルネットワーク株式会社
58	知多メディアスネットワーク株式会社
59	株式会社中海テレビ放送
60	中部テレコミュニケーション株式会社
61	株式会社ちゅピ C O M
62	株式会社テレビ岸和田
63	株式会社テレビ松本ケーブルビジョン
64	東京ケーブルネットワーク株式会社
65	株式会社 T O K A I ケーブルネットワーク
66	株式会社トコちゃんねる静岡
67	豊橋ケーブルネットワーク株式会社
68	株式会社長崎ケーブルメディア
69	西尾張シーエーティーヴィ株式会社
70	株式会社日本ネットワークサービス
71	株式会社ニューメディア
72	パナソニックアビオニクスコーポレーション
73	B A N - B A N ネットワークス株式会社
74	B T V 株式会社
75	ひまわりネットワーク株式会社
76	姫路ケーブルテレビ株式会社
77	株式会社ファイバーゲート
78	福井ケーブルテレビ株式会社
79	富士通株式会社
80	株式会社ベイ・コミュニケーションズ
81	松阪ケーブルテレビ・ステーション株式会社
82	ミクスネットワーク株式会社
83	宮崎ケーブルテレビ株式会社
84	山口ケーブルビジョン株式会社
85	U Q コミュニケーションズ株式会社
86	Y O U テレビ株式会社
87	横浜ケーブルビジョン株式会社
88	楽天モバイル株式会社
89	株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス
90	株式会社ワイヤレスゲート
91	W i r e l e s s C i t y P l a n n i n g 株式会社

(資料 1)

第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び
第二種負担金算定等規則第 3 条の規定に基づく許可申請書

T C A 支 - B 0 2 2

令和 8 年 1 0 月 2 0 日

総 務 大 臣
藤 井 比 早 之 殿

郵便番号 1 0 1 - 0 0 5 2

とうきょうとちよだくかんだおがわまちいっちょうめ

住 所 東京都千代田区神田小川町一丁目 1 0
興信ビル 2 F

いっばんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい

名称及び代表者の氏名 一般社団法人電気通信事業者協会

かいちょう みやかわ じゅんいち

会長 宮川 潤一

別紙のとおり、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和 7 年総務省令第 16 号）第 3 条の規定に基づく許可を受けたいので申請します。

別紙

1 許可を受けたい事項

令和9年度においては、

- ① 第二種負担金の徴収は1回限りとするとともに、
- ② 高速度データ伝送役務提供事業者ごとに徴収すべき第二種負担金の額は令和9年3月末の当該事業者ごとの算定対象回線数により算定することとしたい。

このため、電気通信事業法（以下「法」という。）第110条の5第2項において準用する同法第110条第2項の規定に基づき基礎的電気通信役務支援機関（以下「支援機関」という。）が総務大臣の認可を受けるべき第二種負担金の額の算定に当たって、

- ❶ 第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（以下「算定等規則」という。）第24条（第二種負担金の額の算定方法）第1項の規定によらずに、同項の規定に基づき総務大臣が定める告示（令和7年総務省告示第316号。以下「回線単価告示」という。）第1条（用語）第一号に定める申請単価を令和9年3月末の高速度データ伝送役務提供事業者ごとの算定対象回線数に乗ずることにより令和9年度において徴収すべき当該データ伝送役務提供事業者ごとの第二種負担金の額の算定に用いるものとして算定すること（①及び②関連）
- ❷ 算定等規則附則第3項（第二種負担金の額の算定の特例）の規定によらずに、同令第24条（第二種負担金の額の算定方法）第1項第二号に掲げる値として第二種負担金の算定までに同令第25条第1項の規定により総務大臣から通知された1か月分の算定対象回線数を用いること（①関連）

について、算定等規則第3条の規定に基づく許可を受けたいので、よろしく取り計らい願います。

2 許可を受けたい特別の理由

- ① 令和9年度における第二種負担金の徴収を1回限りとすることについて

支援機関が総務大臣の認可を受けるべき第二種負担金の額は、算定等規則第24条第1項において、同項第一号の回線単価に、同項第二号の算定対象回線数（同令第25条第1項の規定により総務大臣が支援機関に通知する回線数）の合計数を乗じる方法により算定することと規定されている。

同項第一号の回線単価である申請単価は、回線単価告示第1条第一号において、毎月1回、年間12回の負担金の徴収を想定し、1月から12月までの月末の回線数をそれぞれ乗じること

により、それぞれの月末の回線数に応じた第二種負担金の月額算定に用いるもの、と定義されている（①関連）。

また、同項第二号の算定対象回線数の合計数も同様に、毎月1回、年間12回の負担金の徴収を想定し、同号において、第二種負担金の額の算定の直近の継続した12か月分の算定対象回線数の合計数であることが規定されており、また、本年度のように12か月分の通知がなされない場合については、同令附則第3項において、12か月分に換算すべきことが規定されている（②関連）。

仮に、これらの規定によって令和9年度に徴収する第二種負担金の額を試算すれば、回線単価は1円となり、毎月1回、年間12回の負担金の徴収を想定し、合計で約2,575百万円となる（試算：回線単価1円×214,554,361回線×12月）。これは、令和9年度に交付する交付金の額（1,230,182,918円）及び第二種支援業務に必要と見込まれる費用（95,908,373円）の合計額から令和8年度徴収過不足見込額（160,287,462円）を差し引いた額の合計である約1,166百万円の約2倍の水準であり、すなわち、今後、交付金の額や支援業務に必要な費用の額が大きく変わらないと仮定すれば、来年度、新たな負担金を徴収せず、令和9年度に徴収した負担金を原資とした交付金が交付されることを意味することとなる。

これまでの累次の情報通信審議会の答申（注）によれば、第二号基礎的電気通信役務に係る第二種交付金の制度は、第二号基礎的電気通信役務の提供が確保されることによりネットワークの価値が高まることで受益する者の全体で応分の負担をする受益者負担制度であるとされており、この観点からは、将来の受益に応じた負担をある特定の年度に受益する者からのみ徴収することは適当とはいえず、少なくとも、ある年度中に交付する交付金の原資となる負担金は同じ年度中に徴収することが適当である。

- （注）
- 令和5年2月7日情報通信審議会電気通信事業政策部会答申
 - 令和6年3月28日情報通信審議会電気通信事業政策部会答申

このため、令和9年度以降の年度において交付する交付金の原資を令和9年度中に徴収することとなることを回避するために、令和9年度における負担金の徴収を年間1回限りとするにとし、そのために、回線単価告示第1条第一号の規定によらず、令和9年度中に徴収する第二種負担金の算定に係る1か月分の算定対象回線数を乗ずるものとして申請単価を算定するとともに、算定等規則附則第3項の規定によらず、第24条第1項第二号の算定対象回線数として令和8年3月末の1か月分の回線数を用いることには、特別の理由がある。

なお、この場合における回線当たりの第二種負担金の額は6円／年となることから、例えば、負担金の徴収を年間2回とし、各3円／回線を徴収する（2か月分の回線数を用いる）ことなどいくつかのパターンも考えられるが、上述の考え方に加え、91者が存在する負担金の徴収対象者における回線数の取りまとめや負担金の支払いといったコストを鑑みれば、6円／回線を

年間 1 回に限り徴収することがより適当である。

- ② 高速度データ伝送役務提供事業者ごとに徴収すべき第二種負担金の額を令和 9 年 3 月末の当該事業者ごとの算定対象回線数により算定することについて

支援機関が総務大臣の認可を受けるべき第二種負担金の額の算定に当たり用いる回線単価である申請単価は、上述のとおり、回線単価告示第 1 条第一号において、毎月 1 回、年間 12 回の負担金の徴収を想定し、1 月から 12 月までの月末の回線数をそれぞれ乗じることにより、それぞれの月末の回線数に応じた第二種負担金の月額算定に用いるもの、と定義されている（①関連）。

令和 9 年度における第二種負担金の徴収を年間 1 回限りとすることについて特別の理由があることは上述の通りであるが、この場合において、当該 1 回に限り徴収する第二種負担金の額を何月末の対象回線数に基づき算定するかについては別途検討の必要がある。

制度の趣旨からすれば、第二種交付金の交付は年度末までに交付すれば足りると考えられるが、その一方で、第二種適格電気通信事業者の財務上の安定にとっては年度の早い時期に交付することが望ましく、このためには、当該交付金の原資となる第二種負担金の徴収も年度の早い時期に行うことが望ましい。

また、第二種負担金の徴収を年間 1 回限りとするのであれば、当該負担金の額を算定するための総務大臣に対する回線数の報告も年に 1 回限りとすることも想定される。この場合、高速度データ伝送役務提供事業者 91 者のうち 80 者の事業年度末が 3 月 31 日であり、通常、各事業者は、少なくとも事業年度末には、回線数や契約数といったそれぞれの事業の状況を取りまとめることを勘案すれば、その報告は、令和 8 年度末とすることが、各事業者に新たな費用を発生させない観点から望ましい。

これらを合わせ考えれば、令和 9 年度における第二種負担金の徴収を年間 1 回限りとすることについて特別の理由がある限りにおいては、当該 1 回を令和 8 年度末（令和 9 年 3 月末）の回線数に基づくものとするのが望ましく、そのために、回線単価告示第 1 条第一号の規定によらず、令和 8 年度末（令和 9 年 3 月末）の算定対象回線数を乗ずるものとして申請単価を算定することには特別の理由がある。

以上

(公印省略)

総 基 促 第 109 号
令 和 8 年 9 月 4 日

一般社団法人 電気通信事業者協会

会長 宮川 潤一 殿

総 務 大 臣 林 芳正

通 知 書

電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）第 9 条（第 2 号に係る部分に限る。）の規定により報告を受けた令和 8 年 3 月末の回線数等から第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和 7 年総務省令第 16 号）第 25 条第 2 項の規定により算定対象回線数を算出したので、同条第 1 項の規定に基づき別添のとおり通知する。

電気通信事業者・算定対象回線数一覧(令和8年3月末時点)

別添

(法人番号順)

	事業者名(全角)	法人番号	合計
1	株式会社NTTドコモ	1010001067912	委員限り
2	富士通株式会社	1020001071491	
3	株式会社トコちゃんねる静岡	1080001002664	
4	株式会社シー・ティー・ワイ	1190001015093	
5	株式会社大垣ケーブルテレビ	1200001013376	
6	株式会社ケーブルテレビ富山	1230001000850	
7	山口ケーブルビジョン株式会社	1250001000584	
8	株式会社中海テレビ放送	1270001003395	
9	BTV株式会社	1350001008353	
10	Intelsat Inflight Switzerland GmbH	1700150006097	
11	UQコミュニケーションズ株式会社	2010401075423	
12	株式会社ケーブルテレビ品川	2010701009493	
13	株式会社ワイヤレスゲート	2010701015153	
14	楽天モバイル株式会社	2010901041404	
15	株式会社広域高速ネット二九六	2040001047043	
16	宇都宮ケーブルテレビ株式会社	2060001000611	
17	ケーブルテレビ株式会社	2060001016517	
18	BAN-BANネットワークス株式会社	2140001045004	
19	姫路ケーブルテレビ株式会社	2140001060903	
20	ひまわりネットワーク株式会社	2180301019091	
21	株式会社エネコム	2240001006697	
22	株式会社ちゅピCOM	2240001010501	
23	株式会社倉敷ケーブルテレビ	2260001013097	
24	東京ケーブルネットワーク株式会社	3010001005192	
25	JSAT MOBILE Communications株式会社	3010401077583	
26	JCOMマーケティング株式会社	3011601002926	
27	株式会社TOKAIケーブルネットワーク	3080101016348	
28	株式会社日本ネットワークサービス	3090001001622	
29	株式会社エヌ・シー・ティ	3110001022995	
30	株式会社KCN京都	3130001036671	
31	近鉄ケーブルネットワーク株式会社	3150001004809	
32	グリーンシティコム株式会社	3180001000342	
33	西尾張シーエーティーヴィ株式会社	3180001096579	
34	株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス	4010001139808	
35	YOUテレビ株式会社	4020001030420	

	事業者名(全角)	法人番号	合計
36	株式会社JWAY	4050001023917	委員限り
37	CCNet株式会社	4180001050948	
38	松阪ケーブルテレビ・ステーション株式会社	4190001010554	
39	株式会社ケーブルネット下関	4250001005382	
40	山陰ケーブルビジョン株式会社	4280001000232	
41	株式会社ニューメディア	4390001010047	
42	スカパーJSAT株式会社	5010401077210	
43	株式会社JTOWER	5011001090314	
44	横浜ケーブルビジョン株式会社	5020001016303	
45	ミクスネットワーク株式会社	5180301001617	
46	シーシーエヌ株式会社	5200001001872	
47	金沢ケーブル株式会社	5220001002035	
48	沖縄セルラー電話株式会社	5360001000413	
49	株式会社愛媛CATV	5500001000737	
50	湘南ケーブルネットワーク株式会社	6021001036637	
51	NTTメディアサプライ株式会社	2180001016265	
52	中部テレコミュニケーション株式会社	6180001038116	
53	スターキャット株式会社	6180001038974	
54	株式会社ケーブルネット鈴鹿	6190001004959	
55	九州テレ・コミュニケーションズ株式会社	6310001005382	
56	宮崎ケーブルテレビ株式会社	6350001001741	
57	株式会社ケーブルメディアワイワイ	6350001006872	
58	OTNet株式会社	6360001000486	
59	NTTドコモビジネス株式会社	7010001064648	
60	イツツ・コミュニケーションズ株式会社	7011001016597	
61	シンガポールテレコム・ジャパン株式会社	7013201010925	
62	上越ケーブルビジョン株式会社	7110001019055	
63	NTT西日本株式会社	7120001077523	
64	知多メディアネットワーク株式会社	7180001094389	
65	福井ケーブルテレビ株式会社	7210001003635	
66	株式会社QTnet	7290001006977	
67	株式会社ファイバークエスト	7430001029022	
68	パナソニックアビオニクスコーポレーション	7700150026412	
69	Wireless City Planning株式会社	8010401088378	
70	アルテリア・ネットワークス株式会社	8010401123151	
71	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社	8010701005322	
72	NTT東日本株式会社	8011101028104	

	事業者名(全角)	法人番号	合計
73	エルシーバイ株式会社	8100001018222	委員限り
74	株式会社ベイ・コミュニケーションズ	8120001035166	
75	豊橋ケーブルネットワーク株式会社	8180301006547	
76	株式会社キャッチネットワーク	8180301013915	
77	株式会社ZTV	8190001000667	
78	射水ケーブルネットワーク株式会社	8230001012451	
79	株式会社シーファイブ	9010001068886	
80	ソフトバンク株式会社	9010401052465	
81	Starlink Japan 合同会社	9010403021575	
82	KDDI株式会社	9011101031552	
83	多摩ケーブルネットワーク株式会社	9013101000215	
84	株式会社テレビ松本ケーブルビジョン	9100001013643	
85	株式会社オプテージ	9120001062589	
86	株式会社テレビ岸和田	9120101037177	
87	株式会社コミュニティネットワークセンター	9180001066196	
88	株式会社長崎ケーブルメディア	9310001001296	
89	株式会社秋田ケーブルテレビ	9410001000214	
90	株式会社STNet	9470001001883	
	合計		214,554,361